

## 医療関連行為の特許保護の在り方について

(知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」より抜粋)

### 第 2 章 保護分野

#### 3 . 知的財産の保護制度を強化する

##### ( 1 ) 医療関連行為の特許保護の在り方を検討する

- i ) 患者と医師の信頼関係の下で等しく行われるべき医行為等に悪影響を及ぼさないよう十分配慮しつつ、患者がより先進的な医療を受けられるなど、国民の保健医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の特許法上の取扱いについて幅広く検討するための場を設け、2004年度中の早い時期に結論を得る。

( 総合科学技術会議 , 厚生労働省 , 経済産業省 )